

別紙1 大分県が処遇改善等加算Ⅱの対象と認める研修等

大分県福祉保健部こども未来課

施設類型	処遇改善等加算Ⅱ		加算対象研修実施機関等	修了確認		県が認める研修実施年度	
	人数A	人数B		証明書（複数ある場合はいずれか）	発行元		
○保育所 ○地域型保育事業所	4分野	1分野	①保育士等キャリアアップ研修（令和2年度以降に受講した「保育実践」分野を除く）	保育士等キャリアアップ研修修了証	県・県教育委員会（業務委託先）	平成29年度から	
			②旧免許状更新講習（幼稚園教諭免許状に係るもの）※2（保育士等キャリアアップ研修「幼児教育」分野の修了とみなす）	更新講習修了確認証明書（旧免許保持者）	県教育委員会	平成21年度から	
				有効期間更新証明書（新免許保持者）※免除申請は不可			
				改正法附則第2条第3項第3号の確認証明書			
大学等が発行する更新講習修了証明書 ※時間数の合計が15時間以上であること	各大学等						
○新制度幼稚園 ○認定こども園 ・幼保連携型 ・幼稚園型 ・保育所型 ・地方裁量型	60時間	15時間	①保育士等キャリアアップ研修（令和2年度以降に受講した「保育実践」分野を除く。幼稚園については、さらに「乳児保育」分野を除く）	保育士等キャリアアップ研修修了証 （1分野=15時間とする。15時間に満たず修了証が発行されていない場合は※1による）	県・県教育委員会（業務委託先）	平成29年度から	
			②旧免許状更新講習（幼稚園教諭免許状に係るもの）※2	県が指定する研修実施機関	各機関の指定年度から		
				②保育コーディネーター研修（キャリアアップコンプリート研修は「保育士等キャリアアップ研修修了証」をもって①で扱う）	保育コーディネーター認定証 （認定証=36時間とする。フォローアップ研修については※1による）	県・県教育委員会（業務委託先）	平成29年度から
				③県・県教育委員会・市町村・市町村教育委員会（幼児教育・保育の研修等を主として企画・運営する担当課が実施するもので、教育・保育の質の向上を目的としたものに限る）	修了証明書等 ※1	各担当課	平成29年度から
				④県が研修の実施主体として認定をした団体（認定団体一覧は県ホームページに掲載）	修了証明（スタンプ等）があるものに限る	各団体	平成29年度から
				⑤大学、大学共同利用機関、指定教員養成機関、独立行政法人教職員支援機構、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所	修了証明書等 ※1	各関係機関	平成29年度から
				⑥旧免許状更新講習（幼稚園教諭免許状に係るもの）※2	更新講習修了確認証明書（旧免許保持者）	県教育委員会	平成21年度から
					有効期間更新証明書（新免許保持者）※免除申請は不可		
					改正法附則第2条第3項第3号の確認証明書		
				大学等が発行する更新講習修了証明書	各大学等		
⑦免許法認定講習（いわゆる上進講習）	大学等が発行する「学力に関する証明書」	各大学等	平成29年4月1日以降に履修したもの				
(15時間以内)	(4時間以内)	⑧園内研修（別紙2の県講師基準に基づく園内研修）	園内研修実施状況報告書	各施設長	平成29年度から		

※1 修了証明の証書・スタンプ・シール等が発行されていない研修については、研修ハンドブック等において施設長の証明がなされていれば、該当年度以降のものは対象とする。

※2 教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律（令和4年法律第40号）の一部施行（令和4年7月1日）より前に実施された幼稚園教諭免許状に係る免許状更新講習をいう。